

第 42 号議案

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 9 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立老人福祉施設条例（昭和38年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料及び利用料金) 第 8 条 軽費老人ホーム（指定管理施設を除く。）の入所者は、 <u>厚生労働大臣が定める基準</u> の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。 2～4 [略] 5 前項の軽費老人ホームを利用する者は、 <u>厚生労働大臣が定める基準</u> の範囲内においてあらかじめ市長の承	(使用料及び利用料金) 第 8 条 軽費老人ホーム（指定管理施設を除く。）の入所者は、 <u>1 人月額 141,410 円</u> の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。 2～4 [略] 5 前項の軽費老人ホームを利用する者は、 <u>1 人月額 141,410 円</u> の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て

認を得て指定管理者が定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の合計額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

指定管理者が定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の合計額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

第2条 神戸市立老人福祉施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条</p>	<p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第8条 <u>軽費老人ホーム（指定管理施設を除く。）の入所者は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その徴収を猶予することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、特別の事情があると認め</u></p>

軽費老人ホームの指定管理者（以下この条において単に「指定管理者」という。）に当該軽費老人ホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2～5 [略]

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
養護老人ホーム	神戸市立和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号
軽費老人ホーム	神戸市立ケアハウス松寿園	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号

るときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 軽費老人ホームの指定管理者（以下この条において単に「指定管理者」という。）に当該軽費老人ホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

5～8 [略]

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
養護老人ホーム	神戸市立和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号
軽費老人ホーム	神戸市立ケアハウス松寿園	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号
	神戸市立ケアハウス和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は令和6年8月1日から施行する。

理 由

神戸市立ケアハウス和光園を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。